

● 第1章 ●

基本的な考え方



1 人権教育の推進のために



(1) 人権とは

「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」では、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と示しています。そして、全ての人がお互いの人権と尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、全ての人が人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するにあたっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められています。

(2) 人権教育とは

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、人権教育を「人権尊重の精神の涵養^{かんよう}※を目的とする教育活動」であると示しています。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（以下、〔第三次とりまとめ〕という。）では、学校における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」と述べています。

つまり、次ページの図で示しているように、人権教育は様々な資質や能力を育成し、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成の2つが合わさって、人権尊重の意識や態度、実践的な行動等に発展させることを目指す総合的な教育と言えます。そして、これは学校に限らず、社会にも共通する目標です。

※水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

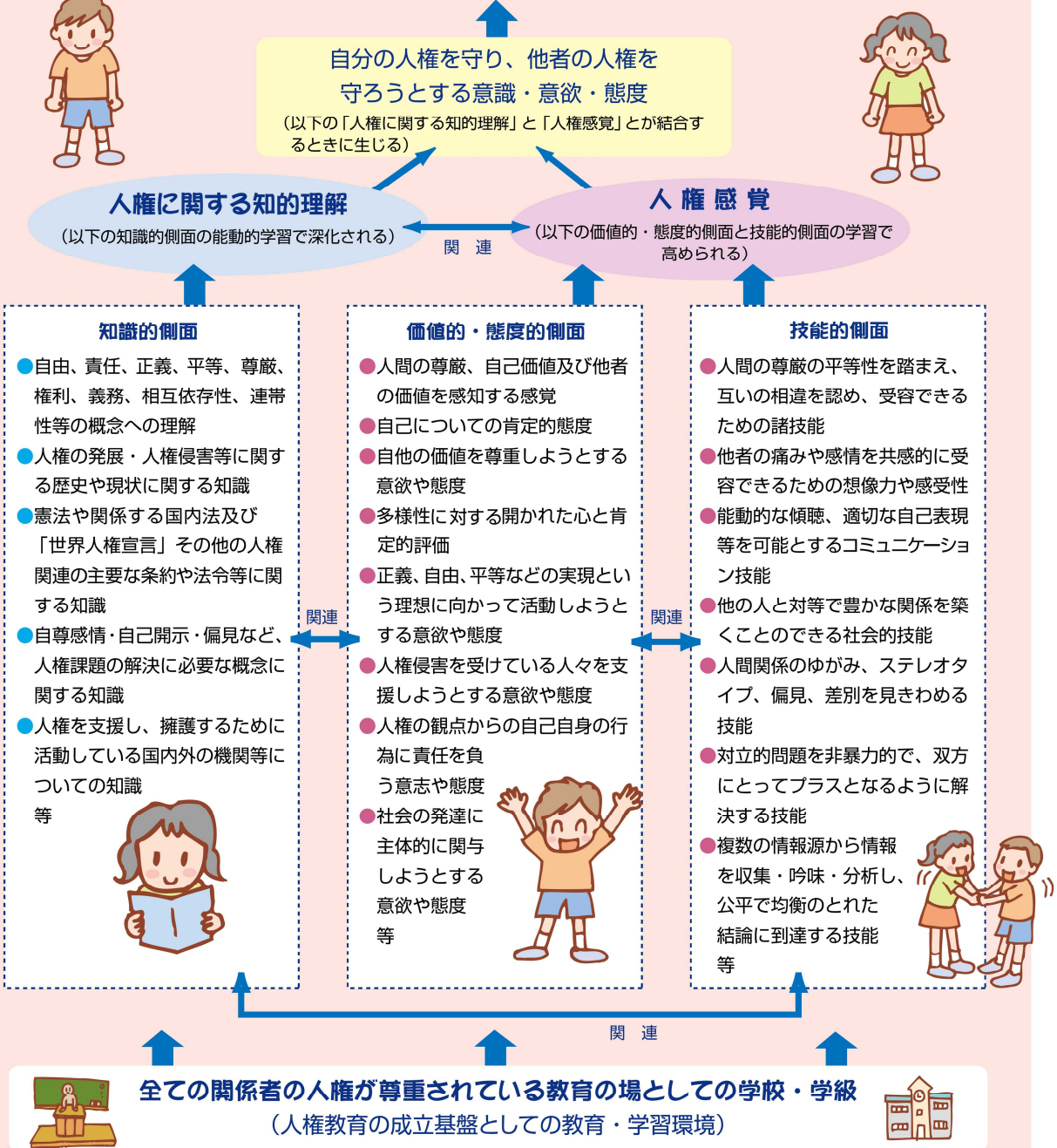


人権感覚とは…

人権が擁護され、実現している状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚のことを言います。

〔第三次とりまとめ〕 参考

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動



〔第三次とりまとめ〕 参考

人権を尊重する行動とは

たとえば、人権が尊重されない場面であった時、いやだなと思い、何とかしたいなど考え、それを具体的に行動に移すことができます。

「おや？」 → 実践行動 → 「これでよし！」

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度となります。

人権に関する知的理解

点字ブロックは、視覚障害のある人が街を安全に歩くには、とても重要なものなんだ！

人権感覚

点字ブロックの上に自転車が置かれている。視覚障害のある人が歩けず、ケガや事故につながってし

人権に関する知的理解がないと、点字ブロックの目的が分からず、平気で自転車を置いてしまったり、点字ブロックの上に自転車が置いているのを見たりしても、何も思いません。

また、人権感覚が育まれていないと、視覚障害のある人の気持ちや困りごとに気付かず、自分中心の行動をとってしまいます。

人権に関する知的理解と人権感覚の2つが重なることによって、人権を尊重する行動や態度となります。

〔みんな主人公なんだ〕(高知県人権教育調査研究協議会) 参考

(3) 人権教育で大切にしたい4つの視点と教職員としての認識



視点1 目的：人権が大切にされる社会を目指す

人権が大切にされた社会とは「全ての人が自分のもちあじ(いいところもそうでないところも含めた自分らしさのこと)を十分に発揮できる」「多様性を相互に認め合い、尊重し合うことができる」「差別や偏見がなく安心して生活できる」このような社会を指します。このような社会を目指すには、学校、家庭、地域が一体となって、社会づくりに取り組むことが重要です。

学校教育においては、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が大切にされる社会づくりに向けた行動につながるようにしていくことが求められています。

《教職員としての認識》

人権教育においては、子どもたちがいじめや差別等のない、人権が大切にされる社会づくりの主体者となるための教育内容を創り上げていくことが求められています。

人権教育を通じて育てていくべき資質・能力(知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面)を正しく認識し、子どもの実態等を踏まえて、バランスよく学習内容を設定していくようにしましょう。



視点2 機会：全ての人々が等しく学習の機会を得る

教育を受けることそのものが人権であるという観点から、全ての子どもに十分な学習の機会を提供できるように取り組むことが必要です。長く受け継がれてきた、長期欠席・不就学解消の取組に学び、子どもの生活環境や人権侵害につながる課題の変化に対応しながら、学力と進路を保障していくことが重要です。

その際に「人と人をつなぐ」という視点に立って、学習活動を組み立て、日々の仲間づくりを進めることや、各教科等の学習や体験活動などを通して、子ども一人一人に、将来の生き方や在り方を考えさせることは、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育につながります。

《教職員としての認識》

不登校や経済的困難、特別な支援が必要な子ども、外国にルーツを持つ子どもといった、多様な背景を持つ子どもたちに対し、つながりを切ることなく、常に対応を考えていくことが重要です。

教室にいても、別のことが気になって学習に集中できない背景に、人権に関わる問題が起こっていないか確認するようにしましょう。

また、子どもの持つ力や可能性を引き出す生徒指導を通して、子ども一人一人の自己実現を支えることに取り組むとともに、子ども同士がよさを認め合い、支え合える人間関係を築くことができるように、日々の授業や行事等での子どもが主体的に取り組む活動の場面や機会の設定を行います。



視点3 環境：人権が大切にされた環境をつくる

人権が大切にされた学習環境とは「子どもたちが安心して過ごすことができる」「人権が尊重される温かい雰囲気に含まれている」「様々な背景を持つ多様な子どもたちが共に過ごす場所として、一人一人がその子らしさ（もちあじ）を発揮できる」このような環境を指します。そして、その場において自分自身や他者の人権が大切にされている心地よさを体験することを通じて、人権尊重の大切さを実感できるようになります。

また、名簿や掲示物などの扱いについても、意図せず人権侵害につながる可能性がないか十分に配慮することが求められます。

《教職員としての認識》

「隠れたカリキュラム」（教育者の意図に関係なく、子どもが学びとっていく事柄）の存在は、子どもの人権感覚に大きく影響します。例えば、特別な配慮が必要な子どもがもちあじを発揮できるような学級経営をしているクラスでは、特別な配慮が必要な子どもに対して積極的に関わりを持つ姿勢がよく見られます。教職員の言動そのものが「環境」に含まれていることを理解し、子ども一人一人の大切さをしっかり自覚し、子どもたちを一人の人間として大切に接し方を考えていきましょう。

また、全ての子どもが「分かる」「できる」実感を味わうことができるよう、ユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営や授業づくりに取り組むことも求められています。



視点4 内容：人権や人権課題について学ぶ

人権の大切さはもちろん、様々な人権課題について正しく学んでいないと、自分の人権を守れなかったり、意識していなくても誰かの人権を侵害してしまったりすることがあります。様々な人権課題の解決のためには、それぞれ固有の歴史と課題があることを踏まえ、正しい理解と認識を深めることが必要です。

また、人権課題を自分に関係があることと捉えることが、自ら解決する意識と態度につながります。具体的な事例を通して、他者の心の痛みに触れたり共感したりすることで、自分自身や生活との関わりを考える機会となります。そのためには、探究的な学習活動を通して、子どもが主体的に取り組むことや、自己の生き方を考えることができるようにしていく必要があります。そして、身近なところから課題解決に向けた意欲や行動力を育むことが大切です。

《教職員としての認識》

人権尊重の理念を十分に認識し、人権教育を推進することができるようにするため、人権に関する研修に主体的に参加しましょう。個別の人権課題についての授業研究を通して、各教科等における人権教育の充実を図ることも重要です。

学びに際しては、人権課題に関わる当事者の不安、憤り、思いや願いを聴きながら、人権教育の在り方を確認していきましょう。これまでに行われてきた様々な人権教育の実践に学び、当事者（子ども・保護者・地域・研修講師等）との関係づくりを大切にして、丁寧な聴き取りを行いましょう。

2 人権教育の推進のために ～高知県の現状と課題～

高知県の子どもを取り巻く現状を見ると、不登校や暴力行為等生徒指導上の諸課題の出現状況は、全国平均を下回る傾向が続いているものの、依然厳しい状況が続いています。また、生活の困窮という経済的な要因や、家庭の教育力の弱さ、地域社会の見守り機能の低下等を背景に、一定数の子どもたちが学力の未定着や児童虐待、非行、いじめ等といった問題で、困難な状況に直面しています。

令和5年度には、学校教育や社会教育における人権教育の取組の現状や課題を把握し、今後の人権教育に関する施策の充実を図ることを目的として、児童生徒（県内の義務教育学校、特別支援学校を含む小学5年生、中学2年生、高校2年生の全児童生徒）及びその保護者、教職員を合わせた約2万5千人を対象に「身近な人権課題」についての人権意識やインターネット機器の使い方、学校の人権教育の取組等に関する調査を実施しました。

このような状況や調査結果を踏まえて、県教育委員会では、人権教育のさらなる充実を図るために、令和6年度に「高知県人権教育推進プラン」を改定しました。このプランは、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野における人権教育の取組を充実させるとともに、各分野が連携・協働して人権教育を総合的に推進するための方向性や具体的な取組を示したものです。

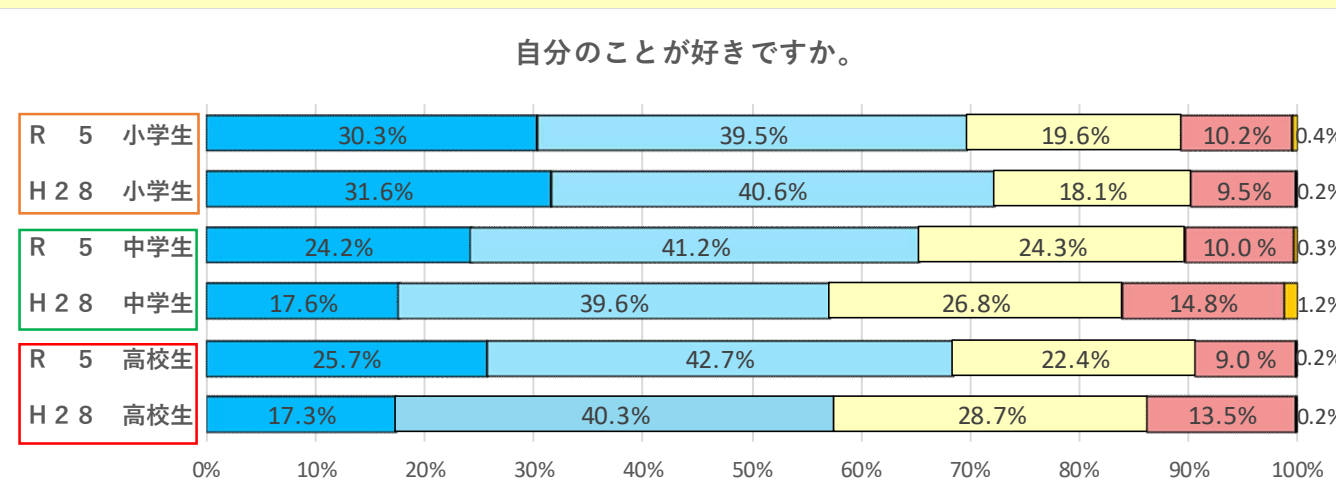
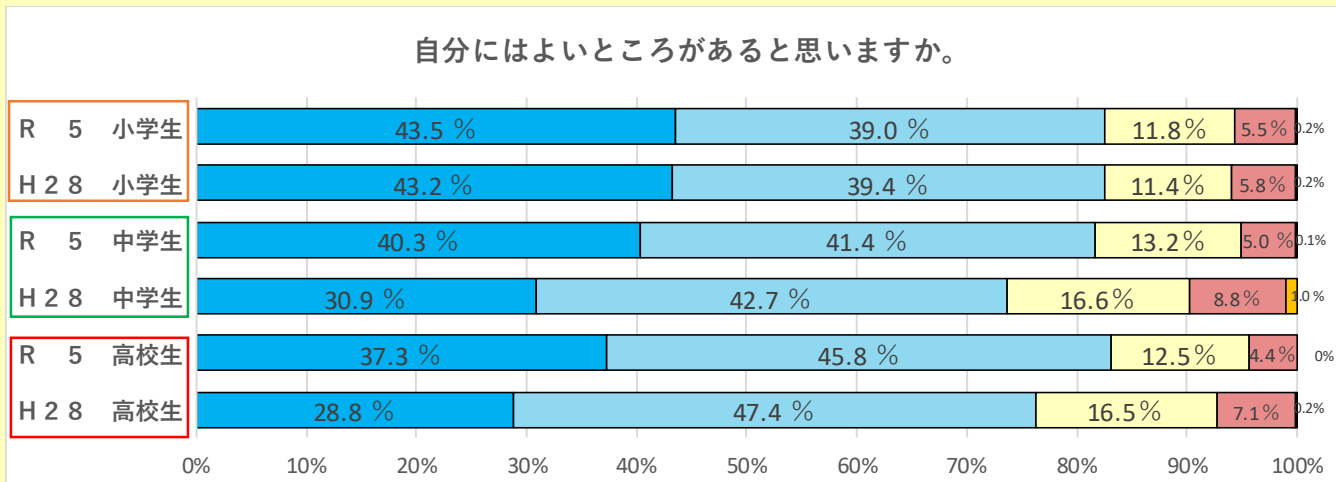
改定されたプランでは「第3期教育等の振興に関する施策の大綱」（以下「教育大綱」という。）「第4期高知県教育振興基本計画」（以下「教育振興基本計画」という。）における基本目標を踏まえ「自尊感情の育成」と「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」を2つの柱としています。

「自尊感情の育成」については「自分をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を好きだと思おう気持ち」と捉え、これまでも人権教育施策を通して取組を行ってきました。「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」については「教育大綱」「教育振興基本計画」において、社会的包摂の重要性のもと、目指す人間像として「多様な個性や生き方を互いに認め、尊重し、協働し合う人」が新たに設定されたことと関連しています。



(1)「令和5年度人権教育に関するアンケート」に見られる現状

◆自尊感情に関する質問



■ 思う □ まあまあ思う □ あまり思わない ■ 思わない ■ 回答なし
 (どちらかと言えば思う) (どちらかと言えば思わない)

【読み取れる傾向と考察】

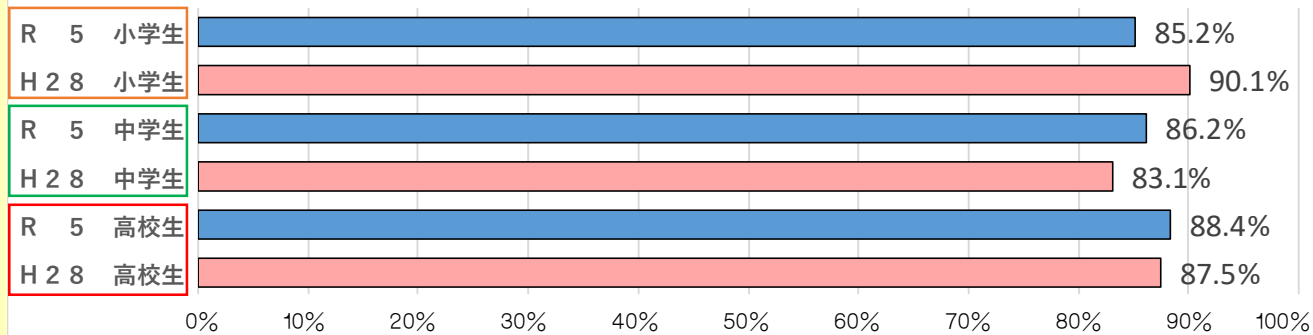
- R5年は「自分によいところがある」という肯定的回答は、全校種80%を超えている。また「自分のことが好き」という肯定的回答は、全校種65%を超えている。
- 自尊感情について、経年で見てみると、中学生、高校生の肯定的回答の割合が増加している。小学生の肯定的回答の割合は元々高く、前回調査（H28年）からほぼ横ばいの状況である。
- 小学生が横ばいになったことについては、新型コロナウイルス感染症の影響により行事や体験活動が制限されたことが、低年齢層により強く影響している可能性が考えられる。また、中学生、高校生の肯定的回答の割合が増加した背景として、生徒全員との定期的な面談による生徒理解や相談支援体制の充実が図られ、生徒に直接よさを伝えたり、それに気付かせる機会が増えたりしたことが考えられる。
- 一方「自分によいところがある」「自分のことが好き」と「思わない」と回答した児童生徒が一定の割合存在しており、自尊感情を育む関わりを継続する必要がある。



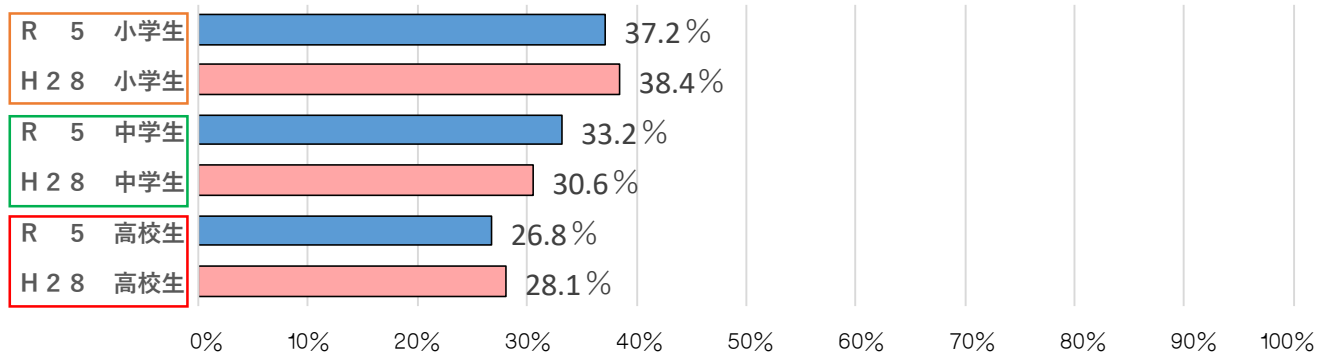
◆学校の先生と児童生徒との関係に関する質問

周りの人から自分が大切にされていると思いますか。

「思う」「どちらかと言えば思う」の回答者の計



周りの人から自分が大切にされていると「思う」「どちらかと言えば思う」人の中の「学校の先生」選択者数（複数回答：回答総数に対する割合）



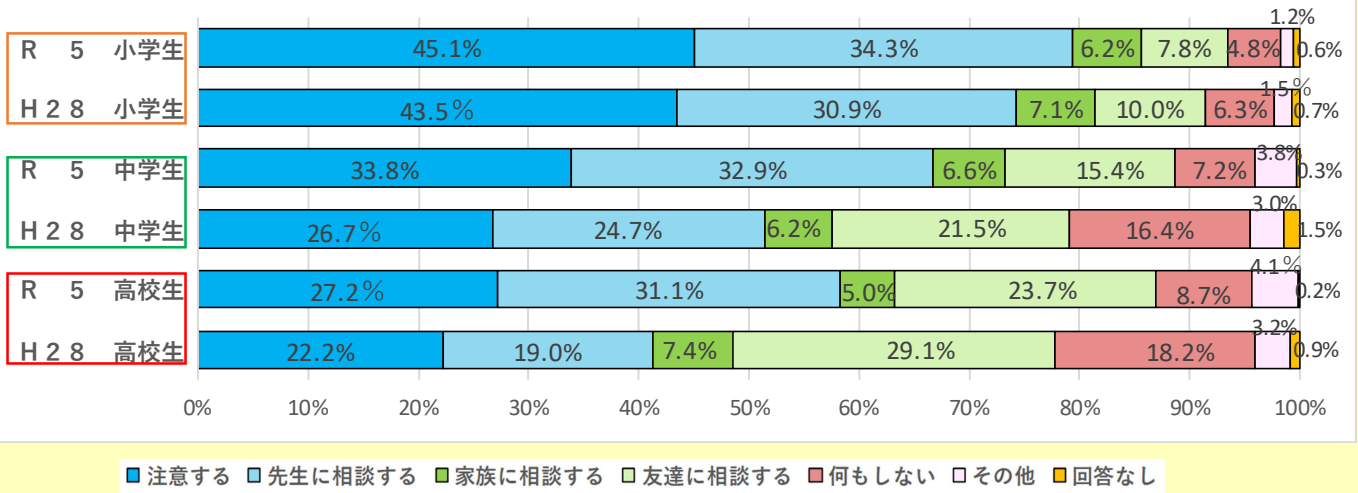
【読み取れる傾向と考察】

- R5年は「周りの人から大切にされていると思う」という肯定的回答の割合は、全校種で85%を超えている。また「周りの人」のうち「学校の先生」を選択した児童生徒の割合は、校種が上がるにつれて減少している。
- 経年で見ると「周りの人から大切にされていると思う」小学生の肯定的回答の割合は減少している。また「周りの人」のうち「学校の先生」を選択した児童生徒の割合が、小学校と高校で減少している。これは、スマートフォン、インターネットの普及や新型コロナウイルス感染症の影響にり、人とのコミュニケーションの在り方に変化があったことが考えられる。
- 子どもたちが「自分は大切にされている」と感じる体験を積み重ねていくためには、日頃から教職員が一人一人を受け入れ、その人間性や個性を認めていくことが必要である。

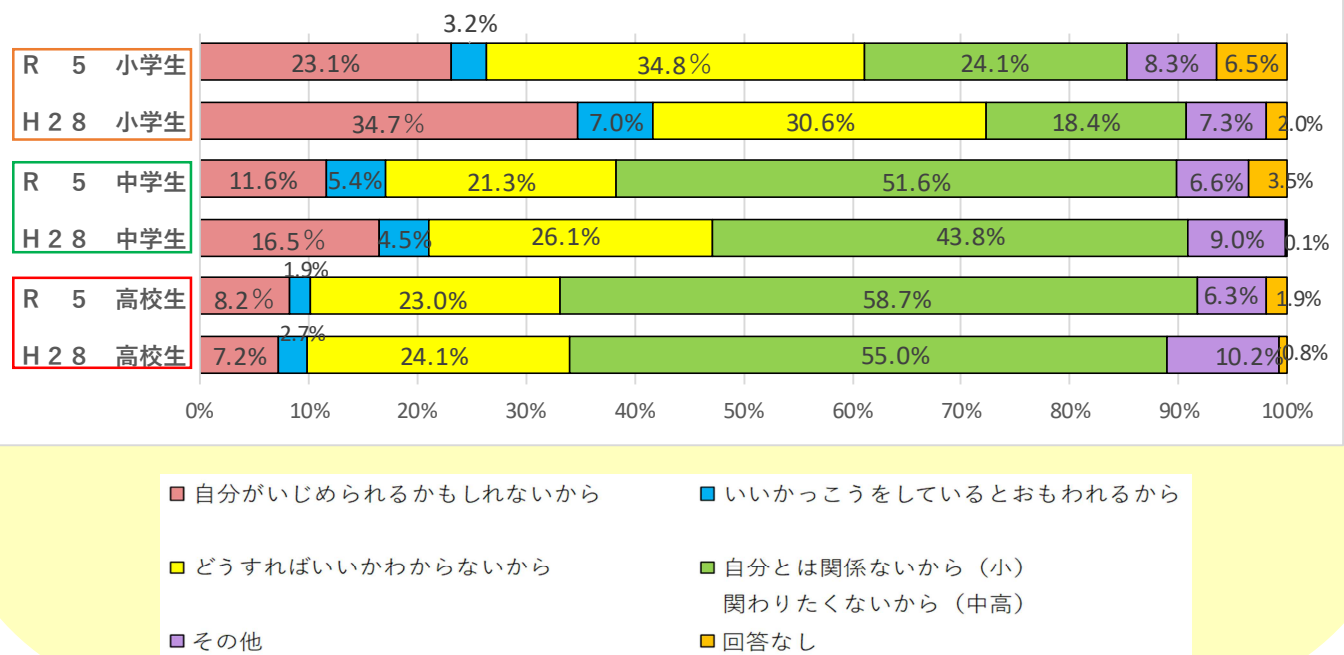


◆いじめや差別を見た時の行動に関する質問

周りの人がいじめをしている場面を見た時、どんな行動をしますか。



「何もしない」を選んだ人の理由



【読み取れる傾向と考察】



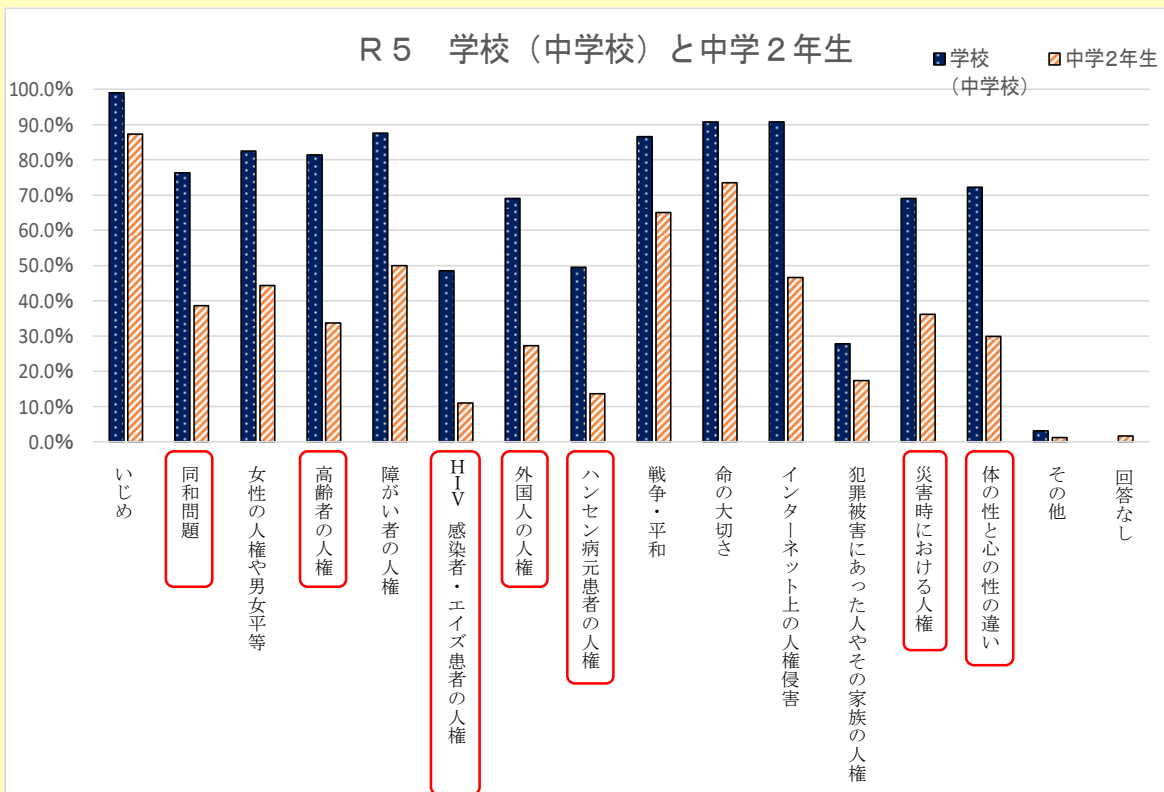
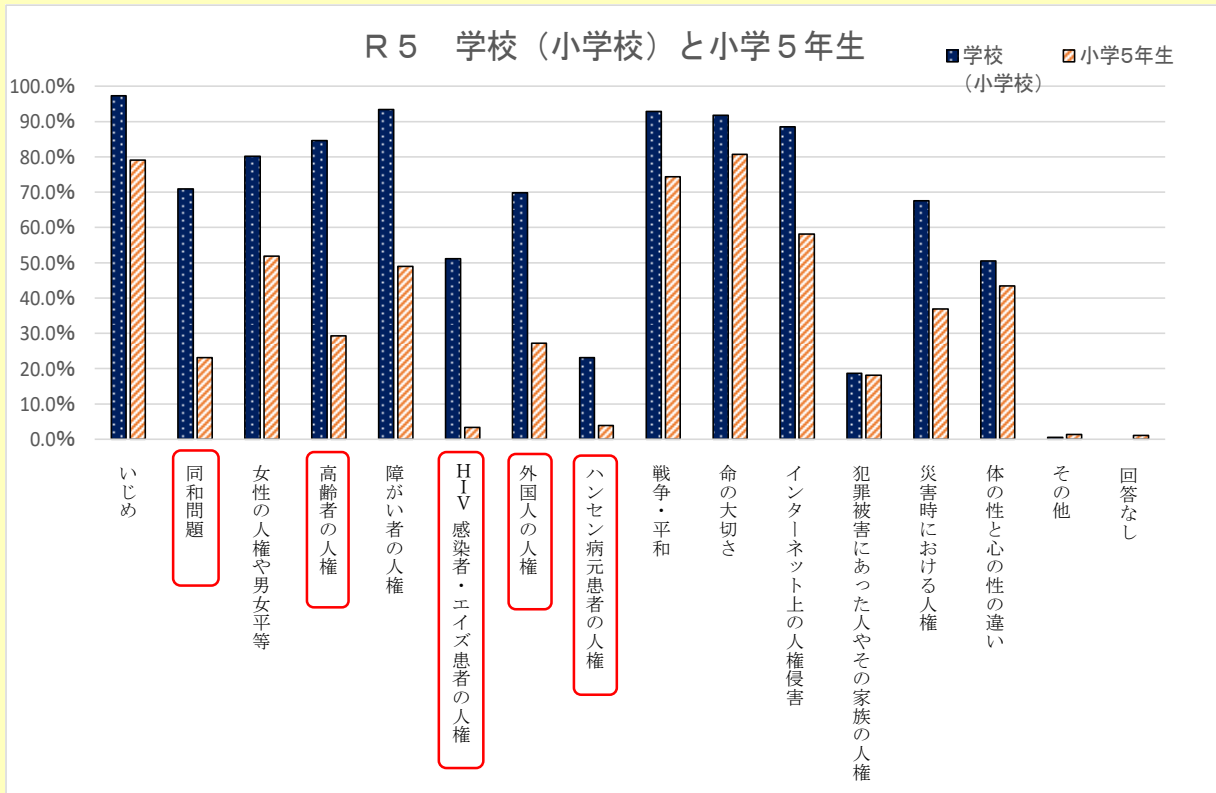
- R5 年は「注意する」「先生や家族、友達に相談する」といった回答が全校種で約90%になっている。一方「何もしない」と回答した児童生徒もおり、その理由として小学生は「どうすればいいのかわからないから」、中学生と高校生は「関わりたくないから」の回答の割合が1番多い。
- 経年で見ると、いじめを見た時の行動については、中学生・高校生において「注意する」「先生に相談する」の回答の割合が大幅に増加し「何もしない」の回答の割合が減少した。また、小学生も前回調査と同等の結果となっている。しかし、年齢が高い校種ほど「何もしない」という回答の割合は大きい。「何もしない」理由としては、小学生では「自分とは関係ないから」中高生では「関わりたくないから」という回答の割合がそれぞれ増加しており、年齢が高い校種ほど割合が大きい。
- いじめを受けた時やいじめではないかと思った時、遠慮せずに相談できることや、解決に向けて自己主張ができる人間関係を築いていくことが大切である。

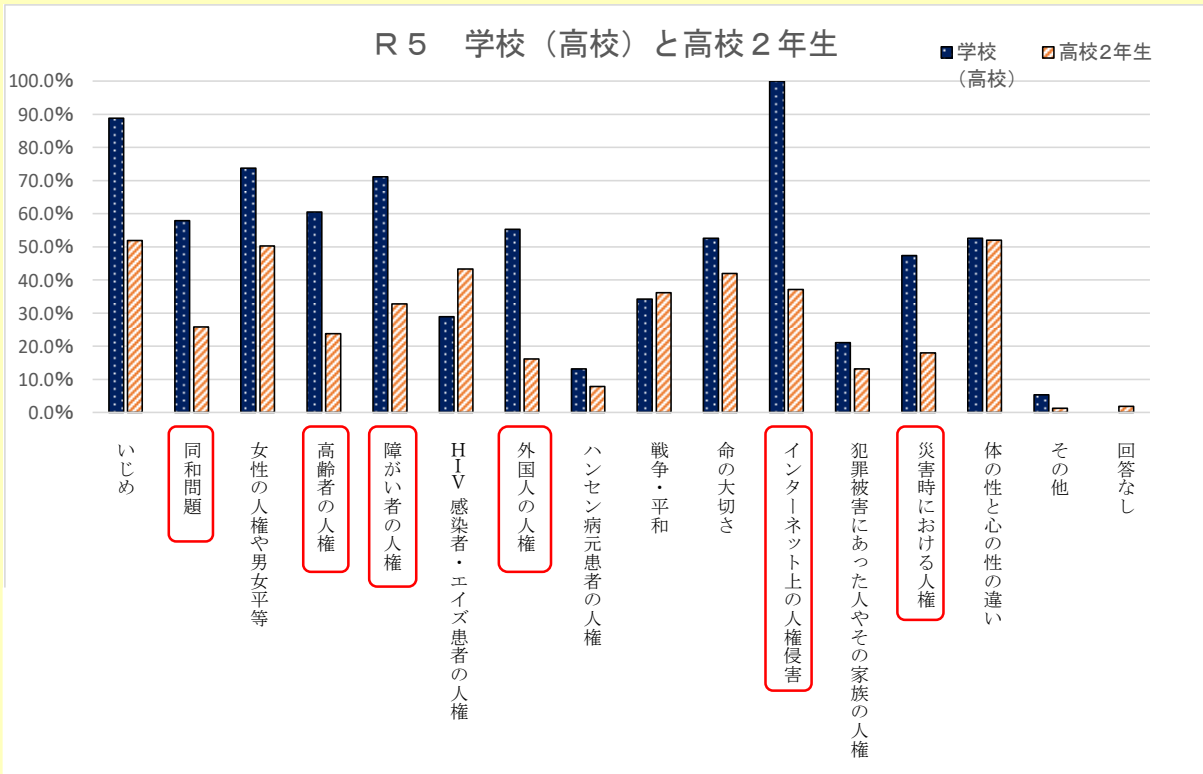
◆人権学習や人権課題への取組に関する考え方についての質問

教職員（学校）と児童生徒それぞれを対象に、学校における人権学習の取組状況について質問し、その回答結果を比較します。

（問）児童生徒：今の学校で学習した内容を選んでください。

学校教員：学校で指導している人権学習の内容を選んでください。





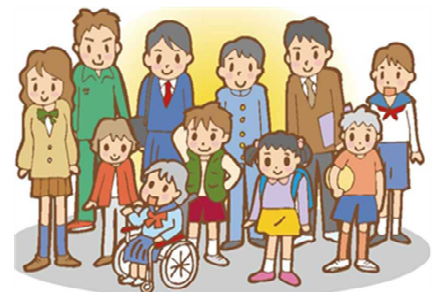
【読み取れる傾向と考察】

- 小中学校では、ほとんどの人権課題について、5割以上の学校が指導している。高校では9つの人権課題について5割以上の学校が指導している。
- いくつかの人権課題については、学校の「指導している」という認識と児童生徒の「学習した」という認識には大きな差がある。教科書には、人権課題を取り扱っている記載が増えており、各教科等において、人権課題との関連を意識した学習を進めることが重要である。



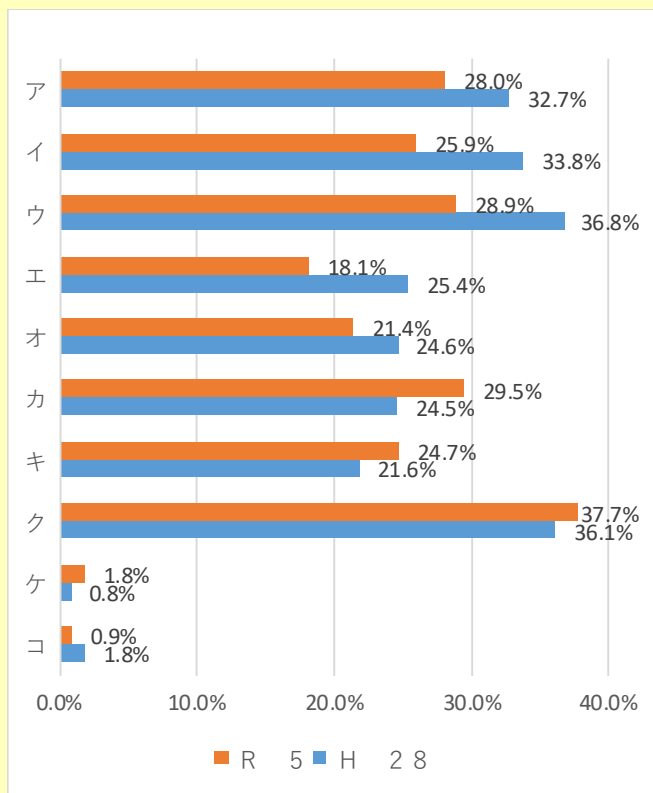
※児童生徒の回答は、小学5年生、中学2年生、高校2年生の時点の学習経験に基づいており、それぞれの学校の最終学年で実施されている人権学習内容は反映されていません。

※児童生徒の数値が学校の数値の半分以下の人権課題は枠囲みしています。



◆学校における人権学習の取組に関する質問

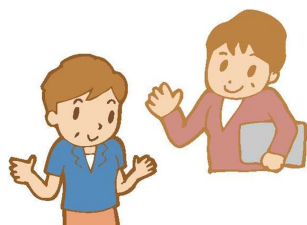
(問) 人権学習を進めるうえで、課題となっていることを選んでください。【複数選択可】



- 教職員の共通理解を図り、人権教育主任が中心になって
- ア 人権教育を組織的に推進すること(人権教育の活動に関する企画・立案、校務分掌間の連絡調整・統括)
 - イ 次年度に向けた全体計画、年間指導計画の見直しや改善
 - ウ 教科・領域の時間においての人権学習の実施(計画・準備・実施)
 - エ 人権学習で使用する視聴覚教材の準備
 - オ 校内においての人権課題に関する研修
 - カ 授業研究等の実施
 - キ 地域や関係機関の人材を活用した教育活動
 - ク 家庭や地域への人権啓発
 - ケ その他
 - コ 回答なし

【読み取れる傾向と考察】

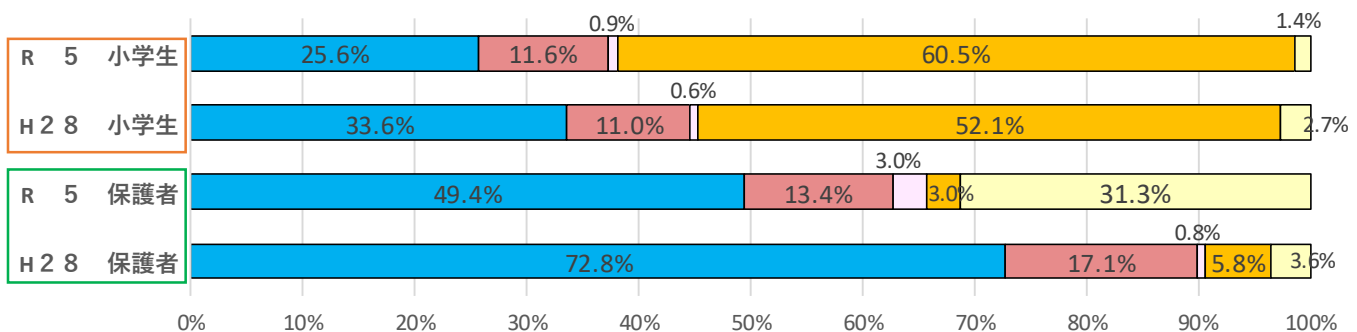
- 「家庭や地域への人権啓発」「授業研究等の実施」「教科・領域での人権学習の実施」が課題の上位にあがっている。
- H28年と変わらず「家庭や地域への人権啓発」「教科・領域での人権学習の実施」は変わらず課題として上位にあがっている。
- H28年と比べて、ア、イ、ウ、エ、オの回答の割合が減ってきており、各校種で人権教育に対する組織的な取組が進んできている。一方で、ウ、カについては、依然として課題とする学校の割合が高く、教科において人権学習を進めていく必要がある。



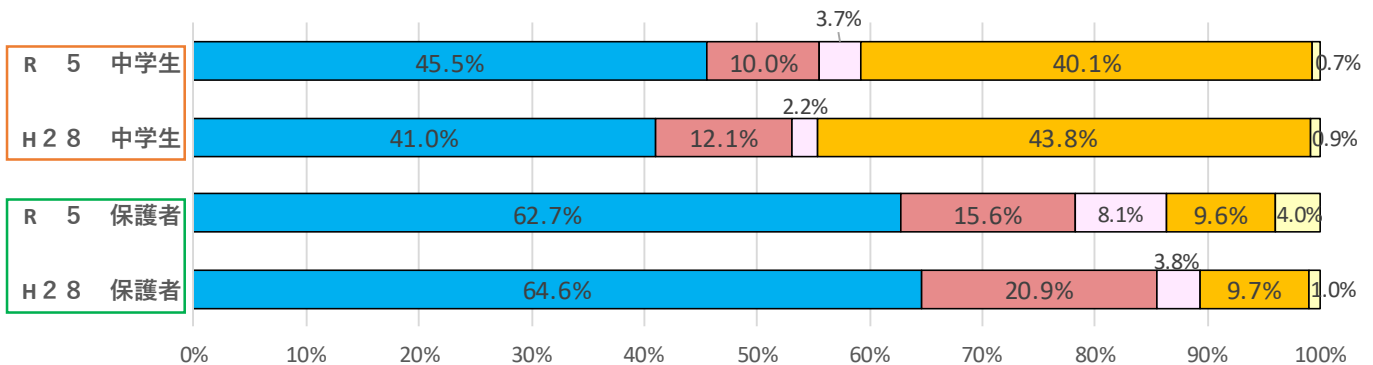
◆インターネット利用に関するフィルタリング設定についての質問

児童生徒の「携帯電話」「スマートフォン」利用のフィルタリング設定について

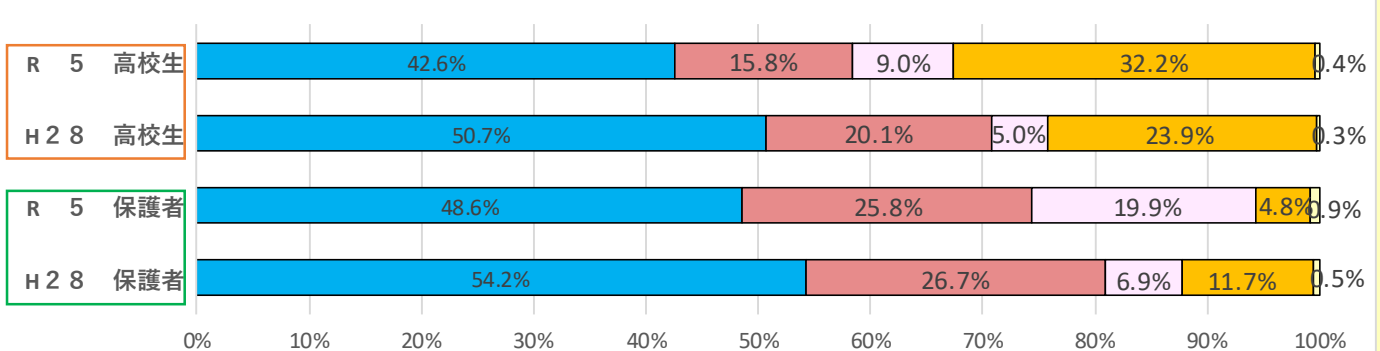
【小学生とその保護者】



【中学生とその保護者】



【高校生とその保護者】



■ している ■ していない □ 過去にしていたが、現在はしていない ■ しているかわからない □ 回答なし

【読み取れる傾向と考察】

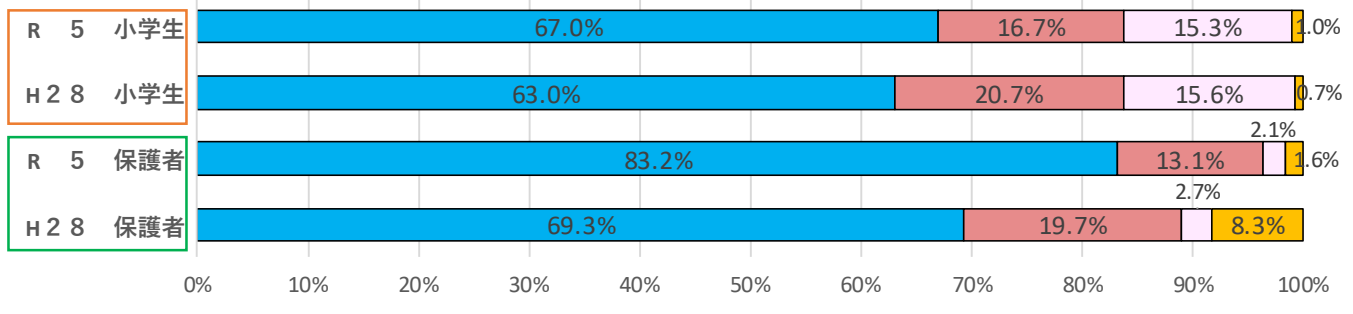
- R5年は、すべての校種の児童生徒において「フィルタリングをしている」割合が5割を切っている。
- 経年で見ると、インターネット接続機器へのフィルタリングについては、小学生と高校生は「している」と回答した割合が減少している。小学生・中学生の保護者は「わからない」の回答が増加し、高校生の保護者は「していない」「過去にしていたが、現在はしていない」の回答の割合が増加している。
- 児童生徒が「わからない」と回答していることに関しては、家庭内でフィルタリング設定について話題にすることや、設定することに対して相談がなされていないのではないかと考えられる。また、児童生徒の年齢が上がるにつれてフィルタリング設定率が下がる。児童生徒のネットトラブルへの接触が危惧される。



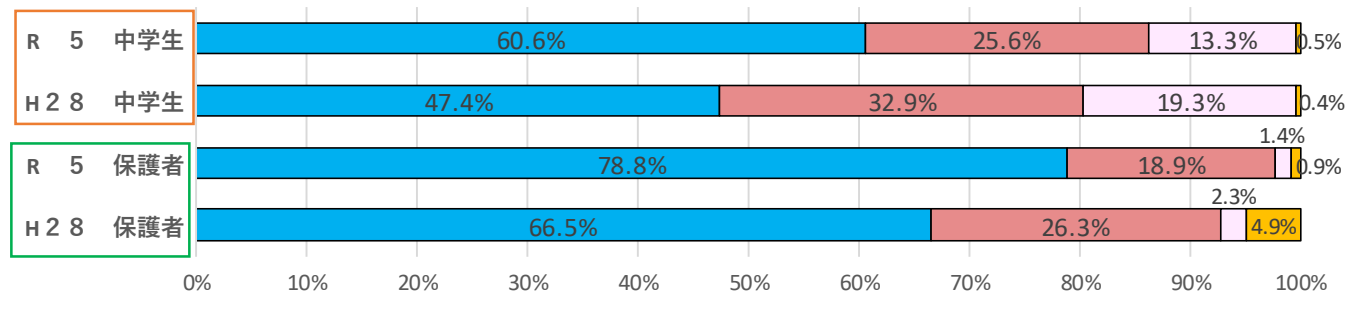
◆インターネット利用に関するルールづくりについての質問

児童生徒の「携帯電話」「スマートフォン」のルールの設定について

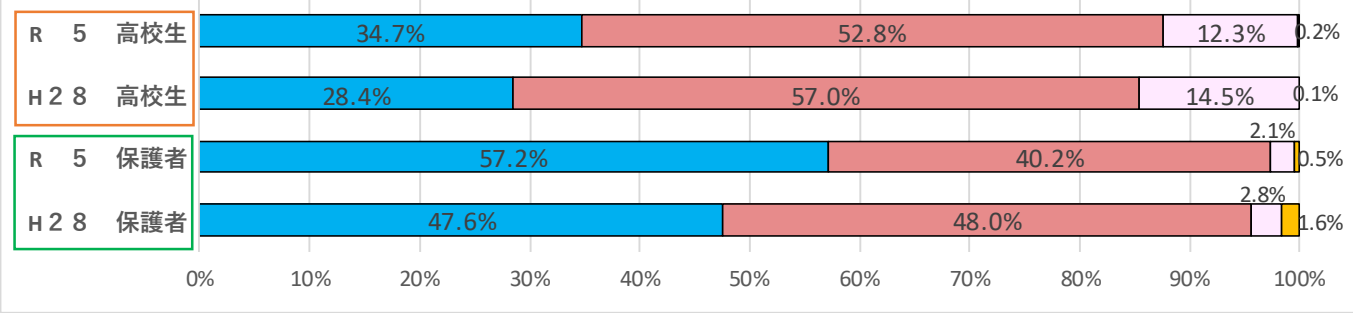
【小学生とその保護者】



【中学生とその保護者】



【高校生とその保護者】



■ している ■ していない □ 過去にしていたが、現在はしていない ■ しているかわからない □ 回答なし

【読み取れる傾向と考察】



- R5年は、校種が上がるにつれて「ルール設定している」と回答した割合が下がっている。
- 経年で見ると、家族とのルールづくりについては、小学生・中学生・高校生で児童生徒、保護者ともに「決めている」と回答した割合が、前回調査と比較して増加している。
- 家庭でのルールづくりについて、児童生徒と保護者の回答を比較すると、すべての校種において意識の差が見られる。インターネット利用に関するルールづくりについて、継続して啓発の取組を進めていく必要がある。

(2) 今後の方向性

アンケートの結果から、今後の人権教育をさらに推進していくうえで、次のような点を重視し、学校は組織としての取組の充実や改善を図っていく必要があります。



【自尊感情の育成】

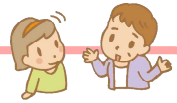
自尊感情については、これまでの様々な取組の成果に加えて、より一層子ども一人一人の背景を理解し、支援していくこと、子どもが自分なりの学びの方法や在り方を見つけることを支援するとともに、ありのままの子どもの姿を受け入れることなど、自尊感情の育成を意識した様々な場面での働きかけや研修の実施が必要です。



【人間関係の醸成】

学校のあらゆる場面において、児童生徒同士の間人間関係を育む取組を行うことが大切です。

教職員と児童生徒の信頼関係や、学校から児童生徒に与える安心感は、教育活動全体を通じた様々な関わりの中で築かれていくものであり、教職員が児童生徒の心に寄り添い関わることのできるスキルの向上を目指し、教職員の人権感覚を高める取組の充実が求められます。そのことを認識した組織的な取組を進めることが重要です。



【いじめや差別を見た時の行動】

学校教育活動全体において、どの児童生徒も安心できる“居場所づくり”を進めるとともに、児童生徒が主体的に取り組む協働的な活動を通して、他者の役に立っているという「自己有用感」を感じられる“絆づくり”に取り組み、児童生徒の間人間関係を育む必要があります。特に、中学校、高等学校において、より積極的な取組が求められます。

また、いじめの被害を受けた時に、誰にどうやって助けを求めたらよいか、具体的かつ実践的な方法や、いじめのことで友だちに助けを求められた時に、どのように対応したらよいかを学ぶ「SOSの出し方に関する教育」等に取り組んでいくことが重要です。





【人権学習や人権課題への取組に関する考え方】

「高知県人権教育推進プラン」に掲げられている「多様性・包摂性を尊重する教育の推進」を踏まえ、子ども一人一人が互いのよさや違いに気づき、認め合える学びの在り方を構築していくことや、多様な他者が共生できる社会づくりにつながる人権学習や教育活動の在り方を創造していくことが求められます。

また、人権課題に対する適切な判断力と行動力を身に付けさせたくうえで、児童生徒を社会に送り出すために、人権学習の機会の確保や内容の充実、発達段階に応じた課題別の学習時期の設定等の工夫が求められます。特に「同和問題」「ハンセン病元患者」等、学校以外では正しい知識を得る機会の少ない人権課題については、学校で確実に学べる機会を保障するとともに、児童生徒が人権課題をより身近なことと受け止め、深い学びが得られるよう、発達段階に応じた効果的な学習時期を設定するなどの工夫が必要です。



【インターネット利用に関するフィルタリング設定やルールづくり】

児童生徒への働きかけとともに保護者への啓発の充実等、対策が求められます。また、保護者の責務等について啓発を行う必要があります。

フィルタリングも含めインターネットの利用の仕方について、ルールを決めてから、それを守るための仕組みづくりなどの対策が必要です。ルールづくりにおいては、例として、県教育委員会が配布している「インターネット等利用についての啓発チラシ」等も活用し、児童生徒も保護者も日常的にルールを意識し振り返ることができるように、働きかけを継続して行うことが求められます。

他者の権利や尊厳を尊重するという人権教育の視点を踏まえた情報モラル教育の充実を今後もさらに図っていくことが必要です。



【学校の人権教育の取組と保護者等への発信】

学校から地域や保護者への人権啓発、情報発信等の充実や工夫に向けて、県教育委員会からも支援を進めていきます。

教育活動のあらゆる場面を通して、教職員と児童生徒、教職員と保護者との信頼関係を築く取組を行うとともに、保護者に対して丁寧な情報発信を行うことが重要です。

学校や教職員が重点を置く取組やそれらを進める意識は、学校の雰囲気や、教職員の児童生徒及び保護者への関わりを通して伝わっていきます。いじめを許さない学校づくりに向けて、教職員の人権感覚を高め、日々の取組を組織的に進めていく必要があります。

学校は、学年・学級という集団のなかで、多様な他者に出会い、関わりを通して、他者とどのように共存するかという、社会を形成していくうえで不可欠な人間同士のリアルな関係づくりを学ぶ貴重な場です。子ども一人一人が互いのもちあじや違いに気づき、認め合い、学びの在り方を構築していくことや、多様な他者が共生できる社会づくりにつながる教育活動の在り方を創造していく「多様性・包摂性を尊重する教育」を進めていきましょう。

